# 令和７年度実施
# 専門職大学分野別認証評価報告書
# （情報工学分野）

## 大阪国際工科専門職大学

工科学部

情報工学科・デジタルエンタテインメント学科

令和８年３月

一般社団法人　専門職高等教育質保証機構

# 目次

Ⅰ　分野別認証評価結果 ..... 1

Ⅱ　領域ごとの評価 ..... 2

領域Ⅰ ..... 2

領域Ⅱ ..... 5

領域Ⅲ ..... 14

領域Ⅳ ..... 17

領域Ⅴ ..... 23

Ⅲ　意見申立ておよびその対応 ..... 27

【別紙】認証評価委員会 ..... 28

Ⅳ　参考資料 ..... 29

※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています

# Ⅰ　分野別認証評価結果

大阪国際工科専門職大学　工科学部情報工学科、ならびにデジタルエンタテインメント学科は、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合しています。

【判断の理由】専門職大学評価基準を構成する 21 の基準をすべて満たしている。

- 主な優れた点として、次のことがあげられます。

  ○ Designer in Society という教育理念が、学生に浸透し、学修に反映されています。

- 主な特色ある点として、次のことがあげられます。

  ○ 就職希望者全員が就職しており、教育課程における専門性と密接に関連した職種への就職実績に特色があります。

  ○ 地域共創デザイン実習は、異なる学科の学生と協働しながら社会課題に取り組み、課題解決能力や提案力を身につける学修として特色があります。

  ○ 小規模校のメリットを活かして、執行部と教職員、教員と学生の間の良好なコミュニケーションが展開されています。

- 主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。

  ○ 留年や退学が 1 年次に集中している要因の一つとして、アドミッション（選抜）段階でのミスマッチが推測されますので、適切な対応が期待されます。

- 主な改善を要する点は、特にありません

# Ⅱ　領域ごとの評価

## 領域Ⅰ　教育課程の目的および学修成果

### 基準Ⅰ-1　教育課程の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育課程の育成 しようとする人材像および個性･特色が明確に示されていること。

**【評価結果】**　基準Ⅰ-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅰ-1-1　教育課程の目的が、理念と使命に基づいて、適切に設定されていること。
・教育の理念、目的、養成しようとする人材像が、教育課程に期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

大阪国際工科専門職大学（以下「この専門職大学」とよぶ。）は、2021年（令和3年度）に設立されました。工科学部情報工学科（修業年限4年、入学定員120名）、デジタルエンタテインメント学科（修業年限4年、入学定員40名）が設置されています。情報工学科には、AI戦略、IoTシステム、ロボット開発の3コースが、デジタルエンタテインメント学科には、ゲームプロデュース、CGアニメーションの2コースが、それぞれあります。

この専門職大学の目的は、「学則」および「設置の趣旨等を記載した書類」に明記されています。学則第1条（目的）には、「大阪を拠点に、国際性を視野に入れた教育・研究・実践活動を行い、社会と文化を理解し、企業群と情報技術を結ぶイノベーションの起点となる専門職人材を養成する。」と規定されています。設置趣旨書には「地域産業における課題を洞察し、高付加価値な創造力と倫理観を備え、社会に寄り添うものづくりを実現する専門職人材の育成」という理念と使命が示されています。さらに、学部・学科の目的や設置趣旨は、学則第4条2に明示されています。

これらの教育理念・使命に基づき“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”という標語を掲げて、デザイン思考に基づいて情報工学およびデジタルエンタテインメントを中心に理論と実践を統合する教育課程が編成されています。このDesigner in Societyの教育理念が、学生や教職員に浸透し、学修に反映されており優れています。

以上から、教育課程の目的は、大学の設立趣旨に整合して適切に設定されています。

### 基準Ⅰ-2　【重点評価項目】教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

**【評価結果】**　基準Ⅰ-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅰ-2-1　単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。
・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
・標準修業年限内の卒業率および「標準修業年限 ×1.5」年内卒業率（過去５年分）を確認する。
・専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

単位修得率は、情報工学科で平均約90%、デジタルエンタテインメント学科で95%と高い水

準です。学位取得率は両学科とも 97%前後に達しており、標準修業年限内卒業率も 80.5%（情報工学科 78.1%、デジタルエンタテインメント学科 86.7%）と概ね良好です。進級率は年度によって多少のばらつきが観られるものの、概ね 90%前後を維持しています。留年や退学が一部年度で 1 年次に集中しており、修学支援の課題が窺えますが、4 年間平均値は 4.7%台であり、開学初年度入学者の大半が順当に単位を取得し進級しています。なお、留年や退学が 1 年次に集中している要因の一つとして、アドミッション（選抜）段階でのミスマッチが推測されていますので、適切な対応が期待されます（分析観点Ⅳ-1-1）。

「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定率は 85～88%で推移しており、基盤的能力の修得が担保されています。成績分布も学科間や年度間で極端な偏りはなく、適切な成績評価が行われているものと判断されます。

以上より、単位取得状況、学位取得状況、GPA の数値等は国内大学の標準的な水準と判断され、単位修得・卒業状況や資格取得状況を通じて、教育課程に求められる学修成果は適切に把握・評価されています。

Ⅰ-2-2　授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

学生による授業評価（Voice of Students）は年 2 回実施（回収率は 96%超）されており、専任・兼任教員ともに高い評価が得られています。特に、専任教員の平均スコアは 5 段階評価で 4 点以上です。授業方法や科目内容に関して、自由記述欄の具体的な意見を基にした改善の取組が行われています。さらに、学校全体への満足度も数年間で大きく向上しており、授業改善の努力が学生の実感につながっています。

授業に対する満足度だけでなく、入学時に抱いた「将来の専門職人材としての夢」がどの程度実現に近づいているかを把握するために「夢の達成度」に関するアンケート調査では、「とてもそう思う」「思う」と答えている学生の割合が毎年 90%（2021～2024 年度）を超えています。

以上より、学生の意見は収集され、教育課程の改善に活かされており、学修成果の把握と評価は適切に行われています。

Ⅰ-2-3　卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、教育課程の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

2024 年度卒業生の進路状況については、情報工学科 89 名中 84 名、デジタルエンタテインメント学科 39 名中 38 名が就職し、その他の学生も進学しており、未定者はおりません。主な就職職種として、技術系総合職、IT エンジニア、データサイエンティスト、ゲームプログラマー、CG デザイナー、企画職、R&D 職などがあり、情報通信業を中心に、製造業、公共インフラ、医薬、行政機関など幅広い分野にわたっており、教育課程の目的である情報工学やデジタル分野の専門職人材育成が達成されています。

以上のように、IT・ゲーム・通信分野を中心に教育内容と関連する業種に卒業生が就職しており、学修成果と職業的実務が直結しています。

Ⅰ-2-4　卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

第１期生が卒業したばかりでデータは少ないものの、卒業生の内定時における意見聴取、就職先企業アンケートおよび卒業生アンケートが実施されています。卒業生の内定時における意見聴取の結果からは、臨地実務実習、地域共創デザイン実習やPBL（課題解決型学習）を通じて、コミュニケーション能力、周囲と協働して取り組む力、未知の課題に主体的に取り組む力などが養成されています。

就職先企業アンケートでは、卒業生に対して「未知のことに主体的に取り組む姿勢」「周囲と協働する力」「基本的な知識や技術力」「コミュニケーション能力」などが高く評価されています。臨地実務実習や地域共創デザイン実習を通じた学生の実務経験が企業にとって有益であったとの声も複数寄せられています。卒業生アンケートでも、「実習科目がそのまま就職につながった。」、「職場で即戦力となる力を培えた。」等の回答が多数あります。特に「現場とのギャップを埋められた。」「要件定義から制作までの流れを体感できた。」「グループワークやチーム開発の経験が役立った。」等のコメントは、教育課程によって実社会で必要とされるスキルが育成されていることを示唆しています。

以上から、卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果を踏まえて、専門職大学（情報工学分野）に求められている学修成果は着実に達成されています。

以上の内容を総合して、「**領域Ｉを満たしている。**」と判断します。

## 領域Ｉの基準について

【優れた点】

○　Designer in Societyの教育理念が、学生に浸透し学修に反映されており、優れています。

【特色ある点】

○　卒業生の就職希望者全員が就職しており、教育課程における専門性と密接に関連した職種への就職実績に特色があります。

【改善が望まれる点】

○　特にありません。

【改善を要する点】

○　特にありません。

## 領域Ⅱ　　教育内容・方法

### 基準Ⅱ-1　情報工学分野に新しい価値やサービスを産み出しイノベーションを起こせる人材育成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】　基準Ⅱ-１を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1　教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させうるものとなっていることを確認する。

社会とともにあるデザイナー（Designer in Society）およびデザイン思考教育の人材育成理念に沿って、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、地域課題解決に向けた実践力、高付加価値な創造、グローバルなビジネス展開力、指向性のある倫理観の確立等の学修成果を掲げています。それらの学修成果を獲得するための具体的な教育課程編成は、下記の三方針に基づいて、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目が体系的に編成されています。

1)　①情報技術に関する知識、②問題・課題の発見、③解決策の設計・開発、④付加価値の創造の一連プロセスに必要な知識・能力が修得できる教育課程
2)　社会が求める商品・サービスの設計・開発に必要な実践力、マーケット拡大の知識、志向性のある倫理観を具備して、ものづくりを推進するための科目
3)　実習科目を中心として地域に密着した教育課程を構成し、地域の強みを理解し、それを自らの強みとして活用できる内容

卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材像とカリキュラム・ポリシーの教育方針には明確な対応関係があり、教育課程はディプロマ・ポリシーと整合的に構築されています。学生要覧でも同様の内容が記述され、学生への周知も図られています。

以上より、教育の理念、目的、養成しようとする人材像は、教育課程に期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であり、適切に設定されています。

Ⅱ-1-2　教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
・教育課程編成・実施方針に上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）には、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針の三要素が、下記の通り、それぞれ具体的かつ明確に示されています。

教育課程の編成方針については、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目の 4 区分が体系的に設定され、段階的な知識と技能の統合を通じて「社会とともにあるデザイナー(Designer in Society)」の育成という方針が明示されています。

教育方法については、講義・演習・実習を交互に配置するカリキュラム構造や担任制度を採用した個別支援が採用されています。特に、地域共創デザイン実習や臨地実務実習による理論と実践を往還する教育設計が記述されています。

学修成果の評価についても、授業の成績評価基準に加え、臨地実務実習ではルーブリック評価表を用いた客観的な評価方法が明示されています。

以上より、教育課程編成・実施方針は、三つの観点すべてについて具体的かつ一貫性があり、教育課程の体系的運用を支える内容となっています。

**基準Ⅱ-2　情報工学分野の専門職業人に求められる基盤的能力の養成をめざして、授業科目の内容・水準が体系的かつ適切であること。**

【評価結果】　基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅱ-2-1　情報工学分野の専門職業人に求められる基盤的能力の養成をめざす授業科目が体系的に開講され、それらの内容・水準が適切であること。<br>・思考力、分析・判断力、応用力等の養成を目的とした授業科目の開講状況を確認する。<br>・コミュニケーション力を養成するための授業科目が有効に展開されていることを確認する。<br>・職業意識、職業観、職業倫理を涵養する授業科目（科目名と内容）を確認する。 |

情報工学分野に必要な基盤的能力を養成する授業科目として、1・2 年次に、情報工学概論、プログラミング基礎、線形代数、情報数学などの基礎科目が配置され、3・4 年次に、人工知能システム開発実習、IoT 社会応用などの応用・実践科目へと段階的に発展しており、理論と実践の往還を意図した設計となっています。さらに、情報セキュリティ、技術者倫理など職業人としての基盤力を養成する科目や、グローバル社会に適合するための英語コミュニケーションが全年次を通じて開講されています。

以上より、情報工学分野の専門職業人に求められる基盤的能力の養成をめざす授業科目が体系的に開設されています。各授業科目の内容水準の適切性は、教育研究実績票およびシラバスから確認されました。

**基準Ⅱ-3　情報工学関連職業の現場で必要とされる専門的知識・技能の養成をめざした、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に適合するものであること。**

【評価結果】　基準Ⅱ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅱ-3-1　基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目が、体系的に編成されていること。<br>・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。<br>・実務に必要な専門的知識・技能（情報システムおよびコンテンツの開発・設計、構築・運用、保守・安全対策に関する理論と実践的能力）を養成する教育課程が適切に編成されていることを確認する。<br>・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、関係法令や卒業認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。<br>・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。 |

情報工学・デジタルエンタテインメントの両学科において、基礎 → 発展 → 応用・実践の体系が構築されています。1 年次には、情報工学概論、プログラミング基礎、線形代数などの基礎的理論を学び、2～3 年次には、機械学習、IoT システム、AI の応用など専門性を高める科目が配置され、最終学年には、地域共生ソリューション開発、卒業研究制作など実践的な課題解決型科目へと体系的に編成されています。「理論と実践の往復」を体現するために、講義・演習と

臨地実務実習が整合的に開設されています。特に、地域共創デザイン実習は、異なる学科の学生と協働しながら社会課題に取り組み、課題解決能力や提案力を身につける学修として特色があります。

以上より、基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目が体系的に編成されています。

| |
|---|
| Ⅱ-3-2　各授業科目の到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。<br>・各授業科目の到達目標が専門職大学（情報工学分野）に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。 |

各授業科目のシラバスには、到達目標と授業計画が記載されており、教育課程全体が「理論と実践を往復する教育体系」を具現化しています。到達目標と授業内容は段階的かつ体系的に整合し、到達目標に即した授業内容となっており、各授業（1 回ごとまたは数回ごと）の到達目標に対する確認・評価（段階的）についても、Voice of Students（VOS）の反応を参考にして適時実施されています。

シラバス記載事項の点検と翌年度の授業実施決定は、教授会・学科会を中心に組織的に行われます。現行シラバスについては、学習目標・到達目標、授業内容、評価方法などを各科目担当者と学科会議で確認し、カリキュラム全体との整合性や科目間の体系性が点検されます。開学以来、シラバス記載事項の大幅な改定は行われていませんが、産業界の動向や学生の学修状況を踏まえた教育内容とするために、2026 年度にカリキュラム変更が予定されています。

| |
|---|
| Ⅱ-3-3　段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。<br>・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。 |

学生要覧およびオリエンテーションにより、教育課程の体系や履修構造が入学時および学年進行時に周知されます。要覧には学科別カリキュラム配置図が掲載され、学年ごとの履修段階が視覚的に示されており、基礎・発展・実践の流れを理解できます。全学オリエンテーションでは、学務ルール、授業構成、履修手続、学年別スケジュール等の説明が行われ、配布資料と合わせて教育体系全体を把握できる体制が整備されています。

## 基準Ⅱ-4　臨地実務実習の管理運営体制が整備され、教育課程の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

**【評価結果】　基準Ⅱ-4 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅱ-4-1　臨地実務実習について、情報工学分野関連企業等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。<br>・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。<br>・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。<br>・実務実習先の実務指導者と専門職大学の担当教員との間で、実務内容の改善に向けた協議やその結果の反映状況について確認する。 |

臨地実務実習は、2 年次から 4 年次まで段階的に配置され、Ⅰ（2 年次）関西産業の理解、Ⅱ（3 年次）課題解決力、Ⅲ（4 年次）付加価値の高いものづくりを、それぞれ到達目標として地域性と産業構造を踏まえた教育体系となっています。実習施設は情報工学・デジタルエンタテイ

ンメントの各分野に対応した企業を中心に選定され、指導者は実務経験 5 年以上有する者に限定され、学生 6 名に対して 1 名以上の指導者が配置されます。成績分布については、いずれの年度も秀・優・良評価が 9 割以上を占め、一定の成果をあげていることが窺えます。

以上より、臨地実務実習は、分野特性と地域性に即して、情報工学分野関連企業等の選定、実習内容、成績評価などに関する管理運営体制が適切に整備され、実施されています。

**基準Ⅱ-5　教育課程の人材育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、採用されていること。また、インターンシップや客員・外部講師など情報工学分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。**

【評価結果】　基準Ⅱ-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-5-1　授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

専門職大学設置基準を満たした授業内容と方法で授業科目が設定され、適切な授業形態（講義、演習、実習など）が採用されています（シラバスおよび教育研究実績票で確認）。講義・演習・実習の区分は明確に整理されています。

オリエンテーション、ホームページ、学生要覧などを通じて情報が公開され、学生要覧には授業形態と履修登録方法が詳細に記載され、授業内容と方法が周知されています。

専任教員および非常勤教員に対して、授業方法に関する方針が FD 研修などにより周知されています。FD 研修は、学修成果に基づく授業改善や卒業研究の指導法などをテーマとして定期的に実施されています。

以上より、授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導法が採用されています。

Ⅱ-5-2　インターンシップや客員・外部講師など情報工学分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

・インターンシップの実施状況および情報工学分野関連機関からの客員・外部講師の招請状況を確認する。

情報工学分野関連機関と連携して、特別講義や産学連携の取り組みが実施されています。特別講義は 4 回（2024 年度）実施されており、客員・外部講師として、地域性の高い講師が招聘されました。講義内容や学生からの評価、外部講師・団体、協力地域などの情報は、ホームページで公開されています。

産学連携および社会連携の推進を目的として、キャリア・サポート・センター、キャリア委員会、実習担当教員による連携体制が整備されています。キャリア・サポート・センターは、企業との窓口として、産学連携の受入れや特別講義等に関わる各種提案・ニーズを収集し、各学科や実習担当教員へ共有する役割を担います。キャリア委員会や実習担当教員は、教育課程との整合性、学生の学修段階に応じた連携内容の妥当性や継続の必要性を検討します。

Ⅱ-5-3　単位の実質化への配慮がなされていること。
・１年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35 週確保されていることを確認する。
・各授業科目が 8 週、10 週または 15 週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP 制）が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。

各授業の学修時間や授業外学修時間および学修方法は、学生要覧の記載とともに、オリエンテーションにおいて周知されています。さらに、科目担当教員が、初回授業において、具体的な学修方法や取り組み方について説明し、授業外学修を促しています。

授業形態に応じた授業時間数と授業外学修が設定されており、1 単位 45 時間相当の学修時間基準を満たします。シラバスの「授業の進め方」欄に予習・復習内容や課題量が示され、授業外学修を含めた総学修時間の確保が図られています。授業方法は、講義一方向型ではなく、グループワーク・演習・課題発表などを組み合わせた能動的学修を促す設計となっています。これらの運用により、学修量の妥当性と成果の実質化が確保されています。

上記の単位実質化については、学科会を中心とした統制の仕組みを設けられています。すべての授業科目について、シラバス上に到達目標や評価基準などを明記することが義務づけてられています。作成されたシラバスは、学科会で点検され、授業内・授業外を合わせた学修時間が単位数に見合っているか(45 時間の担保)、学修内容が到達目標と整合しているかなどが確認されます。

Ⅱ-5-4　社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。
・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

社会人入学者や留学生など、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導体制は、学生要覧および科目履修・単位認定規程に定められています。担任制の導入により、学年ごとに教員が、学生の学修状況・生活面を一体的に把握し、個別相談に応じる体制が整備されています。社会人や留学生を含む学生がやむを得ない事情（就職試験、出入国在留管理局への出頭、出産、感染症等）で欠席した場合に、公欠制度を適用できる仕組みとなっています。さらに、実務経験を通じて得た能力を科目単位として認定できる制度が設けられ、社会人学生のキャリアを学修成果として評価する仕組みも整備されています。

以上より、多様な学生に対して公平かつ柔軟な学修指導が行われています。

### 基準Ⅱ-6　教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】　基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1　成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。
・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

成績評価基準は、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針と整合的に策定されています。成績評価は、秀・優・良・可・不可の5段階で行われ、それぞれの基準が明示されています。履修・単位認定規程では、出席率・課題提出率80%以上を単位認定要件とし、筆記試験・制作物・実習評価を組み合わせた多面的な評価方法が記述されています。これらの評価は、三ポリシーに示される「理論と実践を往復する教育体系」の理念に基づき、学修成果を知識・技能・態度の観点から総合的に測定する設計となっています。さらに、教員、教授会および学長による承認を経て、成績評価が確定する体制が整備されており、組織的な統制のもとで運用されています。

評価基準の細部については教員の専門性に委ねられますが、授業の到達目標と大きく矛盾しないよう学科内で確認が行われます。全学的な成績評価のバランスを取るため、成績の分布割合（秀:10%程度、優:10-30%、良:30-50%、可:10-30%）が定められており、各教員はその範囲に大きく逸脱しないような成績評価を意識しています。

以上より、成績評価基準は教育課程の方針と整合し、組織的に策定・運用されています。

Ⅱ-6-2　成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

成績評価基準は、学生要覧およびシラバスにより、学生に周知されています。学生要覧の「成績評価」の項では、評価区分（秀・優・良・可・不可）の定義とともに、出席・課題・平常点など試験以外の要素を含めた総合評価であることが記述されています。シラバスには、成績評価方法として、筆記試験・レポート・発表・平常点などの割合が記載され、授業開始時のガイダンスにおいて学生へ説明されています。さらに、教員FD活動として成績評価の説明責任と透明性をテーマとした研修が継続的に実施されており、周知の徹底が組織的に支えられています。

Ⅱ-6-3　成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。
・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
・GPA（Grade Point Average）制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

成績評価の運用に教員間で大きな差異がないように、シラバスに評価方法・配点などを明記することを必須とし、試験・レポート・平常点などの評価項目を事前に学生へ提示することを共通ルールとしています。全学的な成績の偏りを防ぐため、成績評価の分布割合（分析観点Ⅱ-6-1）について教授会にて目安を示しており、各教員はこの分布に大きく乖離しないよう配慮しながら成績評価を実施します。教授会では、評価確定前に全科目の成績分布を共有し、必要に応じて調整を行うことによって、全学的なチェック機能が確保されています。FD 活動では、学生アンケートの分析や卒業研究・制作の指導方法をテーマとして、教育評価の統一と改善が図られており、教員間で評価基準や運用方法を共有する体制が整備されています。

開学時より、成績評価の透明性や学修成果の可視化を図るために、GPA を用いた成績管理を

前提として制度設計が行われました。
以上より、個々の授業における成績評価は、組織的枠組みの中で相互検証される仕組みのもとで運用されています。

Ⅱ-6-4　成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。
・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順等について確認する。
・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価異議申立ての手続きが明示され、運用されています。学生は、指定期間内（前期：9月2～4日、後期：2月14～17日）に科目担当教員へ対面で申立てが可能です。申立て内容については、担当教員から管理部を通じて学部長・学科長が協議し、結果は学生にフィードバックされます。2024年度には前期3件・後期0件の申立てがありました。
試験問題・答案・出席記録などの評価根拠資料を保管する仕組みも整備され、説明責任を果たす体制が確立されています。
以上から、異議申立て制度は組織的に設けられ、適切に運用されています。ただし、「科目担当教員へ対面で異議を申し立てる」とされている点については、直接担当教員への申し立てを躊躇する学生への配慮が望まれます。

Ⅱ-6-5　他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。
・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規定が法令にしたがい定められていることを確認する。
・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況について確認する。

他大学・短期大学・海外大学および文部科学大臣が定める教育施設等で修得した単位の認定は、学則および科目履修・単位認定規程に基づき制度化されています。他大学等で修得した単位は最大60単位まで、入学前の実務経験による単位は30単位を上限として認定可能です。教務委員会が、学生の提出した他大学等での学修内容を示す成績証明書、シラバス等を審査し、この専門職大学の教育課程との整合性や単位数の妥当性などを確認して、認定可否を判断します。この審査結果については、学部長が最終決裁者として正式に承認します。
単位認定の実施リストによれば、2022～2024年度において計4名の編入学者に対し、最大で43単位の認定が行われました。
以上により、単位認定制度は法令に則して明確かつ適正に設計・運用されています。

## 基準Ⅱ-7　卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

**【評価結果】　基準Ⅱ-7を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-7-1　卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。
・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

卒業要件として、132単位以上の修得と、基礎・職業専門・展開・総合の4科目区分における必修・選択科目の履修が定められています。コースコア科目の履修の必須など、卒業認定にあた

っては教育課程全体を通じた到達目標の達成が重視されます。また、ディプロマ・ポリシーでは、「社会とともにあるデザイナー（Designer in Society)」を中核理念とし、地域課題解決力・創造力・倫理観・グローバル展開力の 4 領域の資質・能力を育成する方針が掲げられています。これらの要件は卒業要件の構成（必修群や実習科目群）に明確に反映されており、教育課程と学位授与方針との整合性が組織的に確保されています。

Ⅱ-7-2　卒業要件が学生に周知されていること。
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

卒業要件は、学生要覧やホームページを通じて学生に周知されています。要覧には、卒業に必要な修得単位数（132 単位以上)、各区分（基礎・職業専門・展開・総合）の修得条件、必修科目および臨地実務実習の履修義務が表形式で示されています。さらに、卒業判定の時期や手続、留年・再履修時の扱いも明示されており、学生が自ら修得進度を確認できる構成となっています。年度始めの履修オリエンテーションや学年担任制を通じて、卒業要件に関する説明が継続的に行われます。

履修登録期間には、担任教員や管理部担当職員による相談対応を行い、学生が卒業要件に沿った履修計画を立てられるよう支援しています。また、管理部職員が、日常的に単位修得状況を確認し、卒業要件の達成に課題を抱える学生に対する個別面談を行い、必要な科目や今後の履修計画の説明が行われます。これによって、卒業要件への理解が深められています。

Ⅱ-7-3　卒業認定が、卒業要件に則して、実施されていること。
・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業認定は教授会の意見を聴いた上で学長が行います。すなわち、成績評価→教授会審議→大学評議会承認→学長決裁の順で卒業認定が行われます。2024 年度には、情報工学科 89 名・デジタルエンタテインメント学科 39 名の卒業予定者が教授会で確認・審議され、その結果が大学評議会に報告・承認されました。

## 基準Ⅱ-8　産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育 課程連携協議会が、定期的に開催され、機能していること。

**【評価結果】　基準Ⅱ-8 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-8-1　産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。
・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が、教育課程連携協議会を通じた取り組みによって推進されています。協議会委員は、IT・ソフトウェア業界、ロボット工業会、画像情報教育振興協会、大阪産業局、デジタルコンテンツ関連企業など広範な分野から構成され、実践的な産業界の視点を反映できる体制となっています。審議内容としては、PBL 型実習科目、地域共創デザイン実習や臨地実務実習、4 年次卒業研究制作など実践的教育の内容と運用について議論され、就職実績や業界の動向を踏まえた教育課程改善が進められています。

以上より、産業界・地域との組織的な連携体制が確立され、外部意見が教育課程に実効的に反映されています。

| |
|---|
| Ⅱ-8-2　教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的に開催され、機能していること。<br>・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。 |

教育課程連携協議会の構成委員は、IT、AI、デジタルコンテンツ、ロボット産業、地域行政などの外部有識者を含めて組織されており、学内教員とのバランスが確保された構成となっています。協議会は毎年度 1 回以上開催され、2021～2024 年度にかけて計 4 回実施され、出席率はいずれも 80%以上の参加率が維持されています。2024 年度の会議では、意見や提言を踏まえた具体的な対応が報告され、教育課程改訂に反映されています。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅱを満たしている**。」と判断します。

## 領域Ⅱの基準について

【優れた点】
○　特にありません。

【特色ある点】
○　地域共創デザイン実習は、異なる学科の学生と協働しながら社会課題に取り組み、課題解決能力や提案力を身につける学修として特色があります。

【改善が望まれる点】
○　成績評価に対する異議申立て制度は組織的に設けられ、適切に運用されていますが、「科目担当教員へ対面で異議を申し立てる。」とされている点については、直接担当教員への申し立てを躊躇する学生への配慮が望まれます。

【改善を要する点】
○　特にありません。

## 領域Ⅲ　　教育研究実施組織

### 基準Ⅲ-1　教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】　基準Ⅲ-１を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1　教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切な構成となっていること。
・教育研究実施組織が、教育課程の目的と整合性があることを確認する。

教育研究実施組織は、教育課程の目的に則して体系的に構成されています。学長を中心に副学長・学部長・学科長が、教学・運営の責任と権限を分担しています。教授会および大学評議会が教学の重要事項を審議し、教育課程連携協議会が産業界・地域社会と連携して教育課程の開設・編成・評価を行う体制も整備されています。附置機関としてアドミッション・センター、キャリア・サポート・センター、地域連携センターが設けられ、教育から就職・社会実装までを一貫して支援する仕組みが構築されています。これらの組織は、情報工学分野における専門職教育の目的と整合的に設計・運用されており、教育研究体制として適切に機能しています。

Ⅲ-1-2　教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基幹（専任）教員、実務家（実務の経験を有する）教員、研究能力を併せもつ実務家教員等が適切に配置されていること。
・必要基幹（専任）教員数のおおむね４割以上は、専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹（専任）教員）が配置されていること。
・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹（専任）教員のうち専門職大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていること。
①　大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
②　博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
③　企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

教育研究活動の展開に必要な教員は、分野別・職位別に適切に配置されています。実践的な能力育成を担う科目については、企業での開発経験や専門領域での実務経験を有する教員が配置され、職業実践的な学修を支える体制が整備されています。学術的内容を扱う科目については、学術的知見を有する教員が配置され、体系的・理論的な学修の基盤を支えています。特に、情報工学分野ではAI・データサイエンス・IoTなど各専門領域に対応する複数の教員が配置され、学部教育と実践教育の双方を支える体制が整っています。

以上から、教員配置は、カリキュラム構成とも整合的であり、講義・演習・実習を担当する教員がそれぞれの専門分野に基づいて授業を担当しています。非常勤講師についても、産業界からの人材を活用することで教育課程の実践性を高める役割を果たしています。

### 基準Ⅲ-2　教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】　基準Ⅲ-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅲ-2-1　教授会等が、教育研究活動等に係る重要事項を審議するための必要な活動を行なっており、教育研究活動等に係る責任の所在が明確になっていること。<br>・教員組織における責任体制を確認する。<br>・教授会等について、構成、責任体制、審議事項、権限委任事項、開催頻度等を確認する。 |

教授会および大学評議会を中心に、教育と研究の両面に関する意思決定体制が整備されています。教授会は、学生の入学、卒業および課程の修了、学位の授与、学生の表彰など教育課程の審議に加え、研究組織の設置・研究計画の承認・研究倫理に関する事項を審議対象とします。

教授会に属する教職員の一部を構成員とする専門委員会（教務・入試・FD・SD など各委員会、教育課程連携協議会等）が設置され、権限を委任する仕組みも定められています。大学評議会は、教育・研究双方に関する全学的事項を審議・承認する最終機関として位置づけられています。

教務委員会と並行して FD 委員会・SD 委員会が教育研究活動の質保証を担い、研究推進および教員能力向上の方策を教授会に報告する体制が機能しています。研究活動の計画・実施・評価は組織的に監督され、教育との一体的運営が実現しています。

以上より、学長を頂点とする統括構造の下で教育研究活動に係る責任の所在が明確になっています。

## 基準Ⅲ-3　教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

**【評価結果】　基準Ⅲ-3 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅲ-3-1　教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。<br>・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。<br>・管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。 |

設置趣旨書「13.管理運営」には、学長が大学全体を統括し、副学長が命を受けて校務をつかさどり、教授会およびその下部委員会が教学面の意思決定を担うと記載されています。大学運営の実務面については、法人本部の管理Ⅱ部・システム室・企画本部等が支援し、施設管理・ネットワーク・広報等の機能を分担する体制となっています。教務委員会・学生委員会・研究推進委員会・キャリア・サポート・センターなどでは、教学系と事務系の連携によって、教育運営・学生支援・研究支援の各機能が相互に補完する仕組みが機能しています。小規模校のメリットを活かして、執行部から教職員までの良好なコミュニケーションが展開されています。

以上より、教員と事務職員の協働による管理運営・連携体制が整備され、教育研究活動を安定的に支える仕組みとして適切に運用されています。

| |
|---|
| Ⅲ-3-2　管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。<br>・SD の実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。 |

スタッフ・ディベロップメント（SD）活動は、SD 委員会の主導により実施されます。委員会が内容を検討・決定し、計画的に実施することによって、管理運営に携わる教職員の能力向上に寄与しています。管理部内での SD 活動は、相互の業務理解を深めることを通じて自身の業務との関連性を認識し、業務上の課題を協議する機会によって、学生対応スキルの向上につながって

います。2024 年度には、教職員の資質向上と業務改善を目的として計 6 回の研修・勉強会が実施されました。内容は、養成人材像、生成 AI の活用、奨学金管理システム、研究倫理・コンプライアンス、外部認証評価に向けた勉強、研究費システムの勉強など、教育理念の理解から実務・研究支援に至るまで多岐にわたっています。全教職員を対象とした研究倫理研修は、教育研究活動の信頼性確保に資する取組として機能しています。また、職員を中心とした実務研修も定期的に行われており、業務の効率化と内部統制の強化に寄与しています。

以上より、教職員の能力開発を目的とした SD 活動は計画的かつ継続的に実施されています。ただし、参加者が大きく変動していることに対する対策および参加者アンケート等による参加者の反応の分析が望まれます。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅲを満たしている**。」と判断します。

## 領域Ⅲの基準について

【優れた点】

○　特にありません。

【特色ある点】

○　小規模校のメリットを活かして、執行部から教職員までの良好なコミュニケーションが展開されています。

【改善が望まれる点】

○　特にありません

【改善を要する点】

○　特にありません

## 領域Ⅳ　　教育研究環境

### 基準Ⅳ-1　教育研究環境の維持向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】　基準Ⅳ-１を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅳ-1-1　入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。
・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者受入方針に沿った入学者選抜体制が整備されています。入学者選抜に関する全般的な業務を担う組織としてアドミッション・センターが、学生募集から入試実施、合格者決定までを統括します。選抜は、教授会や大学評議会の審議を経て学長が決定する仕組みとなっています。入試要項には方針や選抜方法が明示され、受験者に公開されています。書類審査・面接・適性診断などを組み合わせ、多面的な評価によって受入方針と整合した入学者が選抜されています。

以上により、公正で透明性の高い入試運営が実現されています。ただし、分析観点Ⅰ-2-1 で指摘しましたように、留年や退学が 1 年次に集中している要因の一つとして、アドミッション（選抜）段階でのミスマッチが推測されていますので、適切な対応が期待されます。

Ⅳ-1-2　収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。
・過去５年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む）の割合を確認する。
・上記の割合が継続的に不適正（収容定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

収容定員（過去 4 年間）に対する在籍者の割合は、情報工学科 0.85 倍（収容定員 480 名）、デジタルエンタテインメント学科 1.16 倍（収容定員 160 名）、大学全体として 0.93 倍となっています。令和 6 年度文部科学省設置計画履行状況等調査においては、「入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。（工科学部 デジタルエンタテインメント学科）」との指摘事項（改善）が付されています。デジタルエンタテインメント学科では、在籍者数の適正化を図る取り組みが進められており、2025 年度の収容定員に対する在籍者の割合は 1.14 倍と、多少の改善傾向が観られます。なお、在籍者数の適正化を図る取り組みについては、分析観点Ⅳ-1-3 に記述します。

Ⅳ-1-3　入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。
・過去５年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
・上記の割合が継続的に不適正（入学定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

入学定員充足率（過去 4 年間）は、情報工学科が平均 0.94 倍、デジタルエンタテインメント学科が平均 1.22 倍、大学全体として平均 1.01 倍です。学部全体では適正値が維持されています

が、情報工学科は志願者・受験者・合格者・入学者のいずれも減少傾向にあり、直近3年間は適正値を下回っています。一方、デジタルエンタテインメント学科はすべてが増加傾向を示し、4年間にわたり適正値を上回る状況が続いています。分析観点Ⅳ-1-2 でも指摘しました通り、収容定員超過の改善が求められます。

この適正化に向けた取り組みについては、制度上の対応として、入学定員および収容定員の変更申請を行い、2026年度から、情報工学科は入学定員100名（2025年度まで120名）、収容定員400名、デジタルエンタテインメント学科は入学定員60名（2025年度まで40名）、収容定員240名に、それぞれ変更されます。これに加えて、学生募集活動における改善として、オープンキャンパスのコンテンツ見直しや体験プログラムの拡充、訴求ポイントの再整理を行い、志願者層へのアピール力を高める取り組みが進められています。特に、学科の強みを理解できるプログラムの導入や学生作品・実習成果の提示方法の改善など、来場者の満足度向上をめざした取り組みが行われています。

## 基準Ⅳ-2　教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

【評価結果】　基準Ⅳ-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅳ-2-1　教育研究活動等を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

大阪総合校舎を拠点とし、教育課程の実施に必要な施設・設備が法令に基づいて整備されています。専用講義室・演習室・情報処理施設・実験実習室など計20室が確保され、授業利用の平均稼働率は 35.4%です。時間割に基づいた利用計画により、修学上支障のない運用が実施されています。専任教員には個室研究室が配置され、産学連携に活用できる共同研究室や卒業制作研究スペースも整備されています。施設は、他校との共用部分を含みますが、教室数や面積に不足はなく、教育研究活動に必要な機能が確保されています。これらの設備は、授業や実習のみならず、自習・研究活動にも開放され、有効に活用されています。

図書館は併設校との共用施設として運用されており、閲覧室には蔵書検索用のパソコンや閲覧スペースが整備されています。これにより、利用者は効率的に資料を検索し、学修や研究を進めることが可能となっています。

Ⅳ-2-2　施設・設備における安全性が配慮されていること。
・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

施設・設備の安全性については、法令および基準に基づく定期点検・改善が実施されています。法令に基づいて、防火・避難設備の検査が適正に行われ、指摘事項に対してもスプリンクラ

ー配管やアラーム弁の交換など、速やかな是正措置が行われました。

バリアフリー設備については、各階のエレベーターに点字表示および身障者対応ボタンが設置され、車椅子移動スペースや多目的トイレも整備されています。防犯面では、1 階・2 階の主要出入口に職員を常駐させる体制が整えられ、安全管理と不審者対応の可能な環境が確保されています。

以上より、施設・設備の安全性は配慮され、継続的に維持管理されています。災害時対応のマニュアル（連絡、伝達ツリー、DX 対応など）も作成されています。

Ⅳ-2-3　教育研究活動等を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。
・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

校舎内の各階には有線 LAN および無線 LAN（Wi-Fi）が整備され、学生や教職員が学修・研究・情報発信にインターネットを利用できる環境が整っています。1 階から 20 階までの全フロアにおいてインターネット接続が可能であり、各教室や共用スペースに安定した通信環境が確保されています。法人本部のシステム室が全体のネットワークおよび学事システムの管理を担い、大学管理部と連携して ICT 設備の運用・保守を行う体制が確立されています。教育研究活動に必要な各種ソフトウェアやアカウントの設定、トラブル対応に対応する担当者も配置されています。

情報セキュリティ体制は、運営法人のシステム室を中心に構築されています。日常的な管理に加え、情報セキュリティ研修や IT・デジタルを活用した業務改善研修(リスキリング研修)が実施されます。これらの研修を通じて、法人内の各大学・各校における教職員の情報リテラシー向上が図られます。新任教職員に対しては、個人情報の適切な取扱い、パスワード管理、学内システムの利用上の留意点等について就任時研修が実施されます。

以上より、教育・研究・事務処理を含む ICT 環境は組織的に維持・管理されており、通信環境の範囲・構成・管理体制も適切で、教育研究活動を支える基盤として有効に活用されています。情報セキュリティの管理体制や教育体制も整備されています。

Ⅳ-2-4　自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。
・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

授業時間外にも学修が可能な複数の自習室と共同研究スペースが整備されています。例えば、学生自習室（約 81 ㎡・69 席および約 306 ㎡・260 席）が自由に利用できるほか、講義室や演習室も自習用として開放されています。4 階・16 階・17 階・19 階に設けられた共同研究スペースでは、グループ制作や研究活動に対応できる設備が整っています。これらの環境により、学生が授業外でも主体的に学べる体制が確保され、学修環境として機能しています。

## 基準Ⅳ-3　教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】　基準Ⅳ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅳ-3-1　教育研究活動等を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。<br>・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。 |

大学設置および教育研究活動に必要な経費は、年度ごとに配分・執行されます。校舎改修や防災設備、ネットワークシステム整備、研究室改修など複数の契約が計画的に実施されます。教具・備品として、AIサーバ、教育用サーバ、VRシステム、3Dプリンター、撮影機材などが導入され、教育・研究・実習に必要な設備が確保されています。支払書類・領収書類も整備され、契約内容に基づく執行の透明性が維持されています。

以上より、教育研究を支える施設・設備に関する経費は、計画的かつ適正に配分・執行されています。

| |
|---|
| Ⅳ-3-2　施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。<br>・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。 |

施設・設備の管理運営は、法人本部と大学の管理部が連携して行う体制となっています。建物および附帯設備は法人本部 大阪管理Ⅱ部が所管し、専有部や教育関連設備は、この専門職大学 管理部が担当しています。ネットワークや学事システムは法人本部システム室が統括し、警備・清掃などのビルメンテナンス業務は外部業者（㈱ザイマックス関西、セコム㈱）に委託されています。

この役割分担により、施設の維持・運用・安全管理は適切に機能しており、組織規模および構成は妥当です。

## 基準Ⅳ-4　学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われるとともに、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

**【評価結果】　基準Ⅳ-4を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅳ-4-1　履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。<br>・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。<br>・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。<br>・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。<br>・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。 |

担任制が導入され、個々の学生の多様性に応じて担任教員が個別に助言や指導を行う体制が整備されています。担任教員や科目担当教員以外でも、学内情報ツールである Teams を利用して、学生が気軽に相談できる環境が提供されています。希望者は、副学長との面談も可能となっています。学年別にキャリアガイダンスや履修説明、ホームルームが実施されており、新入生から上級生まで段階的な指導が実施されています。

英語・数学・物理のプレイスメントテストが実施され、個々の学力に応じた対応が行われています。このテストの結果、基礎学力が不十分と判断された学生に対しては、数学・物理・英語のリメディアル教育への参加を強く促し、基礎学力の補強を図るための支援が行われています。

以上より、学生一人ひとりの履修歴や特性に応じた支援体制が整備されており、履修指導お

よび学修助言は多様性に配慮して適切に実施されています。

Ⅳ-4-2　学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。
・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績

日常的な接点をもつ担任が一次窓口となり、定期面談や日頃の相談を通じて学修面・生活面・心理面の課題が把握されています。担任には相談しづらい内容を抱える場合は、管理部職員や他の教員に直接相談できるよう、Teams を活用した連絡手段も整備されています。

新入生を対象とした生活・進路支援のオリエンテーションが実施され、学生要覧や奨学金制度の説明、就学支援の案内、キャリアガイダンスなどが行われています。学生生活やキャリア形成に関する相談を担当する学生委員会およびキャリア・サポート・センターが設置され、学生の生活・経済・進路の各面を専門的に支援する体制が構築されています。

経済支援体制については、日本学生支援機構（JASSO）をはじめとした各種奨学金の申請サポートを行い、出願手続きや必要書類の確認、適格認定に関する相談などを管理部職員が支援しています。この専門職大学独自の奨学金制度も運用されています。学費負担に不安を抱える学生には、教育ローン（国および金融機関の教育ローン等）の紹介や説明も行い、個々の学生に応じた支援が行われています。

以上より、学生の支援ニーズを的確に把握し、学生の多様な状況に応じた相談・助言体制が整備され、必要な支援が適切に行われています。

Ⅳ-4-3　各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。
・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

ハラスメント・性暴力・二次加害行為などに対するハラスメント対応規程が策定されています。学長が防止対策を講じる責務を負うこと、また各部局の長にも防止措置を義務づけていることが規定されています。ハラスメントに関する相談を受け付ける窓口の設置および担当教職員の配置が定められており、被害者や相談者のプライバシー保護にも配慮する規定が定められています。不当要求や威圧的言動などのカスタマーハラスメントが想定される状況が生じた場合には、学部長もしくは統轄責任者へ情報共有することを基本ルールとしています。

以上より、被害者および相談者を保護するための組織的な体制は整備され、適切に運用可能な状態にあります。

Ⅳ-4-4　障害のある学生、留学生、その他特別な支援を必要とする学生に対する支援体制が整備されていること。
・特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
・特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

障害者への合理的配慮の提供に関するガイドラインが作成されており、障害のある学生への支援について、相談から申出、合理的配慮の決定、実施までの手順が具体的に定められています。相談は教職員が受け付け、教務委員会および学生委員会が協議・決定を行い、プライバシー保護にも配慮されています。配慮内容の例として、座席指定、授業での録音許可、人的サポートの配置など、個別のニーズに応じた支援が可能な仕組みとなっています。

留学生オリエンテーションでは、在留カードの更新手続き、資格外活動許可、就職時の在留

資格変更などについて説明が行われ、相談窓口（管理部 職員）が明示されています。
　以上より、障害のある学生および留学生に対する支援体制は整備され、運用されています。

## 基準Ⅳ-5　継続的な研究成果の創出に資する体制等が構築され機能していること。

**【評価結果】　基準Ⅳ-5 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅳ-5-1　研究支援人材が適切に配置されていること。<br>・研究支援人材の配置状況について確認する。 |

　研究推進委員会（教員 5 名、職員 2 名で構成）が、研究計画の立案支援、研究費の管理、研究倫理に関する確認など、研究活動全般の支援機能を担っています。研究活動の推進にあたり、産学連携や異分野の共同研究が重視され、アカデミア教員と実務家教員が互いの専門性を共有する講習会の実施など、研究支援体制が構築されています。
　以上から、研究支援人材は適切に配置されています。

| |
|---|
| Ⅳ-5-2　継続的な研究成果の創出に資する体制等が構築され機能していること。<br>・助成金制度やバイアウト制度等、制度面の取組およびそれらの機能状況について確認する。 |

　研究活動を推進するための体制として研究委員会、研究推進委員会、研究倫理委員会が設置され、それぞれの構成・目的・権限が定められています。研究推進委員会が、学術研究活動の承認プロセス整備や成果管理、知的財産の扱い、研究広報などを所掌し、研究活動の継続的発展を支える役割を担っています。研究費管理・モニタリング・内部監査の手順も規程に定められており、学長および統轄責任者が指揮する管理体制のもとで運用されます。研究委員会が研究に対する全般的な審議を行い、研究倫理委員会がその公正を審議します。
　以上より、研究成果の創出を継続的に支える仕組みは構築され、適切に機能しています。

　以上の内容を総合して、「**領域Ⅳを満たしている**。」と判断します。

## 領域Ⅳの基準について

【優れた点】
　○　特にありません

【特色ある点】
　○　担任制が導入され、個々の学生の多様性に応じて担任教員が個別に助言や指導を行う体制は、特色だと言えます。

【改善が望まれる点】
　◯　退学や留年が 1 年時に集中している（分析観点Ⅰ-2-1）要因の一つとして、アドミッション（選抜）段階でのミスマッチが推測されていますので、適切な対応が望まれます。

【改善を要する点】
　○　特にありません

## 領域Ｖ　　内部質保証

### 基準Ｖ-1　【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の質の維持向上が図られていること。

【評価結果】　基準Ｖ-１を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ｖ-1-1　教育研究等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持向上を図るための体制が整備されていること。
・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育研究等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

教育研究活動の水準および学生の学修成果の水準を恒常的に向上させる内部質保証体制が、下記の基本方針に基づいて整備されています。

① 内部質保証体制の整備と PDCA サイクルの有効活用
② 自己点検・評価の実施と結果の公表
③ 認証評価機関による評価の受審と適切な対応
④ 情報発信の強化

学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が全学的な評価を担い、その結果は大学評議会に報告され、必要な改善方針が決定されています。教育活動、研究活動、施設設備、財政運営など多岐にわたる分野が審議対象となり、理事長への報告と大学運営への反映が義務づけられ、評価結果が経営・教学両面に反映される仕組みが構築されています。さらに、教授会、FD 委員会、教育課程連携協議会が、改善策の策定と実施を担う体制の中に位置づけられており、専門職大学全体で教育研究の質向上が推進されています。

Ｖ-1-2　自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。
・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

教育研究活動、入学者選抜、施設設備、財務運営などに関する評価項目が設定され、それぞれの達成状況が具体的な数値で分析されています。入学定員と実入学者数の比率、収容定員充足率、教員数や専任率、授業時間数、稼働率などが明示されており、教育実施状況が客観的に把握できます。年度ごとの変動要因や改善措置についても分析されており、自己点検・評価が、改善サイクルとして機能しています。

完成年度に至るまでの自己点検・評価については、設置計画履行状況調査の各項目が具体的かつ客観的な指標・数値として活用され、教育の実施状況や成果の分析によって評価の妥当性と客観性が確保されていました。しかし、完成年度以降については、自己点検・評価を実施するための評価項目の適切な設定が必要となります。

Ｖ-1-3　自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。
・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

2021～2024 年度設置計画履行状況報告書には、附帯事項等に対する履行状況等として、自己点検･評価で指摘された課題や認可時の附帯事項に対する取組内容とその対応が具体的に示されています。特に、教育課程連携協議会を通じた教育内容の改善、FD 発表や教員集会の実施による教育方法の共有、地域産業の特性に対応した新規科目の開設などが実施され、その成果として教育課程の実践性向上や教員間の連携強化が報告されています。これらの取組は、学内の点検結果をもとに年度ごとに見直され、継続的に運用されています。

以上より、自己点検・評価に基づく対応措置は計画的に実施され、その効果検証も行われており、教育の質向上を図る体制が機能しています。

## 基準Ⅴ-2　教育研究等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の質の維持向上に活かされていること。

**【評価結果】　基準Ⅴ-2 を満たしている。**

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ⅴ-2-1　法令等が公表を求める事項が公表されていること。<br>・教育課程の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究等についての情報を社会に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。 |

学校教育法施行規則に基づく公表項目は､この専門職大学の公式ウェブサイト上で公開されています。具体的には、教育の理念・目的、学部・学科の三ポリシー、学則、教員構成、入学定員・収容定員、卒業者数、進学・就職状況、授業料・入学料などの財務情報、施設・設備、学修支援および学生支援体制に関する情報が、当該 URL に掲載されています。さらに、就職・進路状況、留学生数、実務経験を有する教員による授業科目、学修成果の評価基準などの情報も公開されており、情報発信体制が整備されています。

| |
|---|
| Ⅴ-2-2　社会からのフィードバックを教育研究等の質の維持向上に資する体制が整備され機能していること。<br>・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、質の維持向上に資する体制を確認する。<br>・その体制が機能した事例を確認する。 |

入学に関する社会の反応はアドミッション・センターが、就職に関する社会の反応はキャリア・サポート・センターが、その他教育研究については管理部が窓口となり、各委員会等へとつなぎ組織的に対応されています。

企業、団体、産業界のニーズを反映させるために設置されている教育課程連携協議会の意見に基づいて、教育課程等の改善・向上が図られています。具体的な事例としては、臨地実務実習における「実習先の地域的偏り」が学生のキャリア形成機会の幅を限定しているという課題に対して、新規実習先の確保を進めた結果、学生の志望する業界・職種により近い環境での実習が可能となりました。

**基準Ｖ-3　教育課程の教育に資する研究のあり方を踏まえて、情報工学関連の学術的研究、情報工学に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動等を支援・補助する者を含めて、それらの質の維持向上が図られていること。**

【評価結果】　基準Ｖ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

| |
|---|
| Ｖ-3-1　教員の任用および昇任等にあたって、情報工学関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。<br>・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上、社会貢献または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。<br>・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。<br>・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。 |

教員選考および任用・昇任については、教員選考・任用昇任規程が明文化されており、それに基づいて適切に実施されています。教授・准教授・講師・助教・助手・非常勤・客員教員それぞれの資格要件が明確に定められています。教授および准教授については、博士号の取得や研究業績に加え、専門職学位あるいは当該分野における実務上の業績や教育上の能力を有することが条件となっており、実務家教員を重視する専門職大学の理念に即した基準が設定されています。

候補者については、大学評議会による推薦を経て、学長の意見を付した上で理事長が任用・昇任を決定する手続が定められており、判断過程の透明性も確保されています。情報工学科およびデジタルエンタテインメント学科においては、５年以上の実務経験をもつ者を教授・准教授・講師に任用する方針であり、教育内容との整合性が確保されています。また、2024 年度設置計画履行状況報告書には、年度ごとの教員数・専任率・実務経験者比率が報告されており、規程に基づいた任用の実施が確認されます。

| |
|---|
| Ｖ-3-2　教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。<br>・教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。<br>・教員の教育研究活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。 |

全学生を対象とした授業評価アンケート（VOS）は、年 2 回実施され、「授業内容の理解度」「教員の熱意・信頼性」「質問しやすさ」「授業の有用性」など多面的な設問から構成され、5 段階評価と自由記述式意見により教員の指導力と教育内容の両面を定量･定性の両視点から把握できる仕組みとなっています。結果資料では、専任・兼任別の 4 年間の平均値の推移では、年度を重ねるごとに教員の評価スコアが上昇しています。

教員の教育活動および教育上の指導能力については、年度末に教員から提出される活動報告に基づき、学長および学部長による評価が実施されています。その評価結果は、教員組織の適正な配置に反映されています。

Ⅴ-3-3　授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。
・FD の実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FD の実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

学期ごとに FD 研修が開催され、VOS 結果を題材に教育改善の議論が行われています。内容には「学生アンケートの分析」「卒業研究制作の指導方法」「学外活動指導」などが含まれ、VOS で得られた評価結果を具体的な教育改善につなげる体制が整っています。FD 活動の一環として実施されている授業相互参観の成果として「高水準のスコアを維持している。」との分析が行われており、教員間の改善意識が定着しています。

2024 年度には FD 活動として計 6 回の研修が実施されました。対象は全専任教員および一部の兼任教員で、各回テーマが設定されています。

Ⅴ-3-4　教育支援者や指導補助者に対して、質の維持向上を図る取組が組織的に実施されていること。
・授業担当者と指導補助者との役割分担について確認する。
・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
＊スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅳ-４で確認する。

臨地実務実習における教育支援者である実習指導者は、授業評価の一部を担い、学生の習熟度や職業適性に関するフィードバックを記録する役割を担っています。実習指導者への支援としては、実習開始前に科目担当教員が、事前打合せを行い、実習内容、評価方法、学生特性を共有しています。実習期間中も、科目担当教員は 2 週間に 1 度の巡回(またはオンライン面談)を行い、学生の状況および指導環境を確認し、必要な助言や指導方針の調整を行います。さらに、実習終了後は、評価書のやり取りを通じてフィードバックすることで、実習指導体制の質が維持されています。

授業内で学修を支援する学生の指導補助者(ティーチングアシスタント、TA)は、授業内での学修サポート、課題への助言、演習補助など、学生の理解促進の役割を担います。TA には、科目担当教員が毎回の授業内容や支援ポイントを事前に共有し、どの場面で支援が必要となるかを明確に指示することで、授業目的の把握や学生のつまずきやすい箇所への対応が可能となっています。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅴを満たしている。**」と判断します。

## 領域Ⅴの基準について

【優れた点】
○　特にありません

【特色ある取組】
○　特にありません

【改善が望まれる事項】
○　特にありません

【改善を要する点】
○　特にありません

# Ⅲ　意見申立ておよびその対応

この分野別認証評価報告書に対して、大阪国際工科専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

# 【別紙】認証評価委員会

令和７年度 大阪国際工科専門職大学　評価チーム

| 氏名 | 経　　歴 |
|---|---|
| ○嶌田　隆行 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　研究開発部　教授 |
| 岸　眞理子 | 法政大学　名誉教授　ハリウッド大学院大学　教授 |
| 川口　昭彦 | 一般社団法人専門職高等教育質保証機構　代表理事 |
| 田代　昭博 | ネクセンツ株式会社　代表取締役 |
| 三浦　勝寛 | リクルート進学総研　主任研究員 |
| 山下　一郎 | 元東京都立田無高等学校校長、<br>ハリウッド美容専門大学校 |

○は評価委員会委員長

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構　　宮川　淳、杉田　直子

# Ⅳ　参考資料

## 1.大学の概要

| 概　要 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 学校名 | 学校法人日本教育財団 大阪国際工科専門職大学 | | | | |
| 所在地 | 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田３丁目３－１ | | | | |
| 設置学部・学科・コース等の情報 | | | | | (令和7年 5月1日現在) |
| 学部・学科・コース等の名称 | 学生数（人） | 専任教員数 | 実務家教員数（内数） | 分野 | 関係法令等の名称 |
| 工科学部　情報工学科 | 407 | 18 | 13 | 情報工学分野 | 専門職大学設置基準 |
| 工科学部　デジタルエンタテインメント学科 | 183 | 13 | 10 | 情報工学分野 | 専門職大学設置基準 |

## 2.大学の目的および特徴

**目　的**

大阪国際工科専門職大学（以下、本学）は、関西で初めて、情報分野で文部科学大臣に認可を受けた専門職大学で“Designer in Society　（社会とともにあるデザイナー）”を教育理念とし、ICT（情報通信技術）やデジタルコンテンツ技術の修得はもちろん、ビジネスの最前線で行う「臨地実務実習」などを通じて、テクノロジーを駆使して未来をつくるデジタル人材の育成を目的に開学した。

従来、産業に貢献する科学技術知識は工学（engineering）と呼ばれ、ある特定分野の学問を深く学び、その分野のみに特化した「専門家」を育成することを目的としてきた。そのため例えば、機械工学を学べば分野知識に精通した機械技術者という専門家になり、機械工学が必要な企業の人材となり、就職の対象となる企業や活躍する業界が専門分野に限定されてきた。

しかし、本学の目的は、伝統的に分類された工学の専門家の養成ではなく、現場においてあるテクノロジー分野の知識を駆使して企業目的を達成する「専門職」の養成である。そのため、本学の職業専門科目を工科（technology）と呼ばれる分野の、さらにその中でも情報技術と呼ばれる分野に定めた。なぜなら、情報技術は、科学技術によって高度化、高能率化を図る産業などが全て含まれており、ほぼ全産業で応用されているため、あるテクノロジー分野の知識を用いて、対象となる企業や業界を限定することなく、企業目的を達成することができるためである。

本学が標榜する“Designer in Society”は、社会の課題を発見し、最適な解法によるソリューション構築にチャレンジする「専門職」のことである。また、本学で学んだ「専門職」は、情報工学・デジタルエンタテインメント分野における特にソフトウェア技術応用のスペシャリストであり、創造的なソリューションを開発する。そして、社会的責任を自覚する高い倫理性を備え、卓越した実践力とビジネスセンスを持つプロフェッショナルであり、常に最高のクオリティーを目指して成長の努力を惜しまない。このような「専門職」を養成するために、本学では次の教育理念を制定している。

1.科学的知識にもとづく論理的思考能力、および自由な発想を尊ぶ豊かな創造力の涵養
2.現実社会を直視・理解した上での高度な実践力の養成
3.専門職としての心構え・態度の育成

これらの教育理念を踏まえ、学則第1条において、本学の目的を「工科分野において、西日本の中心である大阪を拠点に、社会の発展に寄与するための国際性を視野に入れた教育・研究・実践活動を行い、社会と文化を理解し、集積する企業群と情報技術を結ぶイノベーションの起点となり、社会に寄り添うものづくりをプロデュースする専門職人材を養成する。」と定めている。また学則第4条の2において、工科学部の目的を、「多様な業種が集積する地域産業における未来の課題を洞察し、課題解決に向けた実践力、高付加価値な創造力、志向性のある倫理観を兼ね備え、グローバルにビジネスを展開できるイノベーションの起点となる人材の教育・養成を目的とする。地域の産業界や社会との連携・共創を通じて、そのイノベーションの実現手段である社会に寄り添うものづくりをプロデュースする専門職人材として備えるべき資質および能力の涵養をはかる。」と定めている。

## 特 徴

本学の特徴は、関西初の、AI・IoT・ロボット、ゲーム・CGにおける、情報分野の専門職大学であることである。本学が目指すべき、エンジニア、プログラマーなどの情報技術関連職やCG アーティストなどのデジタル・コンテンツ系職は人手不足である。そのうえさらに、職場で即戦力になれるような実践力と、より複雑かつ多様化する専門知識を生涯に渡って学習し続ける能力とが求められる。

専門学校では、職場で即戦力になれるような実践力を持つ卒業生を輩出している。しかし、職場で即戦力になれるような実践力を重視するあまり、最新技術の学修、スキルの獲得に重点が置かれ、理論的な知識や技術を用いる応用力に欠けると評されることもある。一方、大学では、学問の専門に依拠する教育組織の中で教育を受けて卒業する。卒業後は、企業等において、それまでに学んだ専門分野に対応する部署に配属され、実業に必要な知識は就職後に企業内の作業を通じて身につけてゆく。したがって、専門分野の学修をもとに生涯に渡って応用していくための基礎的な力はあるものの、実践力を身に着けることが難しいと評されることもある。

このような状況に対応する本学の特徴は3つある。

1点目は、「臨地実務実習」にて企業・団体等の事業所で実際の業務に携わることで専門的知識や技術を体得できる点である。「臨地実務実習」は、総期間16週間以上、実習時間は600時間以上であり、短期の就業体験・インターンシップと違い、明確な目的を持ち、実際の業務に関わる知識や技術の指導を受けることができるため、職場で即戦力になれるような実践力を身に着けることができる。

2点目は、実務家教員による最先端の知識や技術の指導である。本学には、大学等で研究・教育に携わってきたアカデミア教員による理論的な知識や技術の指導がある。加えて、産業界で最先端の実務経験を積んできた実務家教員による指導も加わることにより、実践と理論の架け橋となる人材の育成ができる。

3点目は、キャリア教育の充実である。学生が将来のキャリア形成に向けて準備を進めるため、キャリアガイダンス等を通じて業界や就職についての情報を提供したり、自己分析の時間を設けている。また、このキャリア教育は臨地実務実習とも密接に関係しており、実習前のガイダンス・オリエンテーションを通じて実習の目的・意義・ビジネスマナーなども指導している。

## 3 領域ごとの自己評価結果概要

### 領域Ⅰ

本学の教育課程は、設立の理念・使命に基づき、目的は適切に設定されている。この目的には、育成を目指す人材像や大学の個性・特色が明確に示されている。学修成果は単位修得・資格取得・授業評価・進路実績・関係者意見等の多面的評価により着実な向上が確認されている。多様な業界・職種への就職実績があり、教育目標が確実に達成されている。

### 領域Ⅱ

本学は、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を基軸に、学体系的かつ段階的な教育課程を編成・実施している。授業形態・成績評価方法は専門職大学設置基準に適合し、単位の実質化や多様な学修歴を有する学生への配慮がなされている。また、臨地実務実習や地域社会との連携、外部講師の活用など、実践的教育を重視した取り組みが充実しており、成績評価や卒業要件についても公正かつ透明性の高い運用が行われている。

### 領域Ⅲ

本学では、専門職大学（情報工学分野）が担う使命を遂行するため、教育研究実施組織が適切に構成され、必要な運営体制が整備され、十分に機能している。必要な教員が適切に配置されており、教員と事務職員等の間で役割分担が明確化され、効果的に運用されている。また、教員と事務職員等の間で連携体制が確保され、情報共有や業務の効率化が図られている。さらに、教職員の管理運営に関する能力を向上させるため、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を継続的に実施し、参加型の研修を通じて業務能力の向上に取り組んでいる。

### 領域Ⅳ

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者の受け入れを適切に行い、教育環境の質を確保し、学生一人ひとりが充実した学びを得られる体制を整えている。教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備、図書、学術雑誌等の教育上必要な資料を整備し、有効に活用している。これらのリソースは、学生および教職員の教育研究活動を支える基盤として機能している。教育研究活動を支える施設・設備の運用に必要な財政基盤を確立するとともに、これらの管理運営体制を整備し、安定的かつ効果的に運用している。学生に対しては、適切な履修指導および学修支援を実施している。さらに、生活、進路、経済面、ハラスメントに関する相談や助言、支援体制を整え、個々の学生が安心して学業に専念できる環境を提供している。
これらの取り組みにより、本学は学修環境の維持・向上に努め、学生が最大限に学びの機会を活用できる環境を実現している。

### 領域Ⅴ

内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られている。教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされている。専門職大学（情報工学分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、情報工学関連の学術的研究、情報工学に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されている。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られている。

詳細は大学ホームページ　［情報公開］をご覧ください。
https://www.iput.ac.jp/osaka/about/public_publication/